

●令和元年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2)有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により及び関連法人等株式…り算定)
 - ・その他有価証券…時価のあるものについては、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、原価法(売却原価は移動平均法により算定)によっています。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によるほか、運用目的の金銭の信託については時価法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4)デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5)有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
- ・建物…38年～50年
 - ・その他…5年～18年
- (6)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7)外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8)引当金の計上方法
- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連

部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

- ②賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤相互援助積立金
相互援助積立金は、新潟県J Aバンクの信用向上に資するための支援に備えるため、「新潟県J Aバンク支援制度規程」に基づき、必要額を計上しています。
- (9)ヘッジ会計の方法
リスク管理規程及びヘッジ取引の方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- ①為替変動リスク・ヘッジ
外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっています。
ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段である先物為替予約取引によりヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクが低減されることを、為替相場の変動割合に基づく比率分析によって確認することで行っています。
- (10)消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1)有形固定資産の減価償却累計額は1,933百万円です。
有形固定資産の圧縮記帳額は194百万円です。
- (2)資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,015百万円を差し入れています。
- (3)子会社等に対する金銭債権の総額は194百万円です。
- (4)子会社等に対する金銭債務の総額は391百万円です。
- (5)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (6)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (7)貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は776百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は89百万円です。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は867百万円です。
 なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (11) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は36百万円です。
- (12) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、120,878百万円です。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金32,549百万円が含まれています。
- (14) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	13百万円
うち事業取引高	13百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	187百万円
うち事業取引高	187百万円

- (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類	場所	減損損失
業務外賃貸ビル	土地建物等	新潟市	101百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングしており、業務外資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。

業務外資産については、一部のグループについて、遊休資産となることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は鑑定評価額等に基づき算定しています。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引には、為替リスク・ヘッジの一環で行っている先物為替予約取引があります。当会では、先物為替予約取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次

でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。
また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、上方パラレルシフト等複数の金利ショック・シナリオによるリスク量を毎月計測・管理しています。
これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(b) 為替リスクの管理

当社は、為替リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、必要に応じて先物為替予約取引によるリスク・ヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスクマネジメントの基本方針等に基づいて実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,050百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	1,062,184	1,062,231	47
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	431	431	—
その他の金銭の信託	41,297	41,297	—
有価証券			
その他有価証券	518,345	518,345	—
貸出金	250,274		
貸倒引当金	△954		
貸倒引当金控除後	249,319	251,643	2,323
資産計	1,871,579	1,873,949	2,370
貯金	1,763,006	1,764,345	1,339
借入金	62,200	62,200	—
負債計	1,825,206	1,826,545	1,339
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	142	142	—
デリバティブ取引計	142	142	—

(注)1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2.貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金10百万円を含めています。

3.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式及び投資証券は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額又は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金

を控除して時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関から提示された価格によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	92,508百万円

(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,062,184	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	54,144	31,050	42,913	42,587	24,920	251,807
貸出金	63,830	30,779	20,743	24,864	20,148	89,867
合計	1,180,159	61,830	63,656	67,451	45,068	341,674

(注)1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)23,956百万円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約貸出金32,549百万円については「5年超」に含めています。
2.貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等30百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,728,947	33,844	153	43	18	-
借入金	6,300	15,900	9,100	30,900	-	-
合計	1,735,247	49,744	9,253	30,943	18	-

(注)1.貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2.借入金のうち、期間のない劣後特約借入金30,000百万円については、今後、期限前償還が予定されていることから、その償還予定日も踏まえ、「3年超4年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,676	2,612	3,063
	債券			
	国債	123,430	117,517	5,912
	地方債	7,535	7,398	136
	社債	104,779	101,465	3,314
	その他	72,585	68,959	3,626
	その他	24,603	20,351	4,252
小計	338,610	318,305	20,305	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	358	418	△59
	債券			
	国債	-	-	-
	地方債	897	900	△2
	社債	31,714	32,088	△373
	その他	38,822	40,852	△2,030
	その他	107,941	118,069	△10,128
小計	179,735	192,329	△12,594	
合計		518,345	510,634	7,710

(注)上記差額合計から繰延税金負債2,125百万円を差し引いた金額5,585百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	1,199	366	112
債券	23,073	459	312
その他	4,914	466	1,194
合計	29,188	1,293	1,619

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1)運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 431百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 △33百万円

(2)その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	41,297	45,148	△3,851	323	△4,175

(注)1.上記差額合計に繰延税金資産1,065百万円を加えた金額△2,786百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

運用目的の金銭の信託以外の金銭の信託のうち、信託財産を構成している有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額

とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当年度における減損処理額は、227百万円です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	793百万円
退職給付費用	95百万円
退職給付の支払額	△47百万円
制度への拠出額	△18百万円
期末における退職給付引当金	823百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,350百万円
年金資産	△527百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	823百万円
退職給付引当金	823百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	95百万円
臨時に支払った割増退職金	5百万円
退職給付費用	101百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、17百万円となっています。

また、存続組合により示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、205百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	40百万円
賞与引当金超過額	31百万円
退職給付引当金超過額	227百万円
県相互援助積立金超過額	889百万円
有価証券有税償却額	71百万円
資産除去債務	10百万円
未払奨励金損金否認額	211百万円
未払事業税	30百万円
固定資産減損否認額	23百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	1,564百万円
評価性引当額	△1,028百万円
繰延税金資産合計(A)	535百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,059百万円
固定資産圧縮積立金	△79百万円
資産除去債務	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,139百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△604百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.33%
事業分量配当金	△11.57%
住民税均等割等	0.09%
評価性引当額の増減	△0.42%
その他	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.70%

9 資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当会の一部の建物に使用されている有害物質を除去する債務に関して、資産除去債務を計上しています。また、当会の一部の建物は他社が所有する建物内に設置し、設置の際に当該建物の所有者と使用にかかる営業承認契約を締結しており、承認期間終了による原状回復義務に関しても、資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は1年～19年、割引率は△0.136%～2.280%を採用しています。

(3) 当年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	19百万円
時の経過による調整額	0百万円
見積りの変更による増加額	18百万円
期末残高	38百万円

●令和2年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2)有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により及び関連法人等株式…算定)
 - ・その他有価証券…時価のあるものについては、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、原価法(売却原価は移動平均法により算定)によっています。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によるほか、運用目的の金銭の信託については時価法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4)デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5)有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
- ・建物…38年～50年
 - ・その他…5年～18年
- (6)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7)外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8)引当金の計上方法
- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

- ②賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
- ⑤相互援助積立金
相互援助積立金は、新潟県JAバンクの信用向上に資するための支援に備えるため、「新潟県JAバンク支援制度規程」に基づき、必要額を計上しています。
- (9)ヘッジ会計の方法
リスク管理規程及びヘッジ取引の方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- ①為替変動リスク・ヘッジ
外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっています。
ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段である先物為替予約取引によりヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクが低減されることを、為替相場の変動割合に基づく比率分析によって確認することで行っています。
- (10)消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 表示方法の変更に関する事項

- (1)農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当年度より貸倒引当金および金融商品の時価に関する見積りに係る情報を「3. 会計上の見積りに関する事項」に記載しています。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

- (1)貸倒引当金
- ①当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 1,206百万円
- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」(8)引当金の計上方法「①貸倒引当金」に記載しています。
- b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

- ①当年度に係る計算書類に計上した額
「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」②「金融商品の時価の算定方法」に記載しています。
- b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1)有形固定資産の減価償却累計額は1,897百万円です。
有形固定資産の圧縮記帳額は126百万円です。
- (2)資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,002百万円を差し入れています。
- (3)子会社等に対する金銭債権の総額は96百万円です。
- (4)子会社等に対する金銭債務の総額は184百万円です。
- (5)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (6)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (7)貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は730百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (8)貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (9)貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- (10)破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は731百万円です。
なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (11)割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は34百万円です。
- (12)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、115,432百万円です。
- (13)貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金32,549百万円が含まれています。
- (14)借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,800百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

- | | | |
|-----|-----------------|--------|
| (1) | 子会社等との取引による収益総額 | 10百万円 |
| | うち事業取引高 | 10百万円 |
| (2) | 子会社等との取引による費用総額 | 215百万円 |
| | うち事業取引高 | 215百万円 |
- (3) その他の特別利益23百万円は、遊休ビルの売却に伴い、計上していた資産除去債務の取崩益です。

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託、投資証券等であり、純投資目的(運用目的及びその他目的)で保有しています。これらは、価格変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引には、為替リスク・ヘッジの一環で行っている先物為替予約取引があります。当会では、先物為替予約取引を

ヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、上方パラレルシフト等複数の金利ショック・シナリオによるリスク量を毎月計測・管理しています。これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、必要に応じて先物為替予約取引によるリスク・ヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスクマネジメントの基本方針等に基づいて実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、受益証券、「金銭の信託」、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農

林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融資産及び金融負債の時価は、33,805百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 け 金	1,087,322	1,087,334	12
金 銭 の 信 託			
運用目的の金銭の信託	404	404	—
その他の金銭の信託	62,604	62,604	—
有 価 証 券			
その他有価証券	543,878	543,878	—
貸 出 金	259,846		
貸倒引当金	△1,204		
貸倒引当金控除後	258,641	260,444	1,802
資 産 計	1,952,851	1,954,667	1,815
貯 金	1,831,229	1,831,710	481
借 用 金	37,700	37,700	—
負 債 計	1,868,929	1,869,410	481
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(827)	(827)	—
デリバティブ取引計	(827)	(827)	—

(注)1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他有価証券に計上している従業員貸付金7百万円を含めています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式及び投資証券は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によります。また、投資信託については、公表されている基準価額又は取引金融機関等から提示された価格によります。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関から提示された価格によります。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	92,502百万円

(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 け 金	1,087,322	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
その他有価証券のうち満期があるもの	30,132	40,176	43,928	27,203	24,093	294,351
貸 出 金	79,163	24,985	26,857	21,627	28,286	78,891
合 計	1,196,617	65,162	70,785	48,830	52,380	373,243

(注)1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)25,814百万円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付貸出金32,549百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等28百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	1,830,172	831	177	18	28	—
借 用 金	15,900	9,100	12,700	—	—	—
合 計	1,846,072	9,931	12,877	18	28	—

(注)1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金11,800百万円については、今後、期限前償還が予定されていることから、その償還予定日も踏まえ、「2年超3年以内」に含めています。

7 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,470	3,067	5,402
	債 券			
	国 債	97,770	93,237	4,533
	地 方 債	4,587	4,499	88
	社 債	129,797	126,759	3,037
	そ の 他	104,847	100,601	4,245
	そ の 他	142,116	130,391	11,725
小 計	487,589	458,556	29,033	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	80	99	△19
	債 券			
	国 債	2,961	2,991	△29
	地 方 債	1,795	1,800	△4
	社 債	14,595	14,646	△50
	そ の 他	19,157	19,502	△345
	そ の 他	17,697	18,140	△442
小 計	56,288	57,180	△891	
合 計	543,878	515,736	28,141	

(注)上記差額合計から繰延税金負債7,776百万円を差し引いた金額20,365百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれていません。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	354	186	0
債 券	33,494	402	294
そ の 他	2,701	1,422	0
合 計	36,549	2,011	295

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 404百万円
 当年度の損益に含まれた評価差額 △59百万円

(2) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	62,604	62,239	365	728	△363

(注)1. 上記差額合計から繰延税金負債95百万円を差し引いた金額269百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	823百万円
退職給付費用	111百万円
退職給付の支払額	△32百万円
制度への拠出額	△18百万円
期末における退職給付引当金	883百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,417百万円
年金資産	△534百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	883百万円
退職給付引当金	883百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	111百万円
臨時に支払った割増退職金	2百万円
退職給付費用	113百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充

てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合により示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、193百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	105百万円
賞与引当金超過額	32百万円
退職給付引当金超過額	244百万円
県相互援助積立金超過額	908百万円
有価証券有税償却額	13百万円
資産除去債務	4百万円
未払奨励金損金否認額	225百万円
未払事業税	16百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	1,580百万円
評価性引当額	△1,037百万円
繰延税金資産合計(A)	542百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,871百万円
固定資産圧縮積立金	△76百万円
資産除去債務	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△7,948百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△7,405百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.44%
事業分量配当金	△15.28%
住民税均等割等	0.11%
評価性引当額の増減	0.24%
特別控除(中小企業所得拡大税制)	△0.05%
その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.34%

11 資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当会の一部の建物に使用されている有害物質を除去する債務に関して、資産除去債務を計上しています。また、当会の一部の建物は他社が所有する建物内に設置し、設置の際に当該建物の所有者と使用に係る営業承認契約を締結しており、承認期間終了による原状回復義務に関しても、資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は17年～19年、割引率は0.455%～2.015%を採用しています。

(3) 当年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	38百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の取崩による減少額	△23百万円
期末残高	15百万円